

## 市第 136 号議案 横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例の一部改正

### 1 改正の趣旨

「生活に困窮する外国人に対する保護の措置に関する事務」において、本市の生活保護を所管する部署と難病を所管する部署が庁内で連携をするため、利用できる特定個人情報に「難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年法律第 50 号）による特定医療費の支給に関する情報」（以下、「難病に関する情報」という。）を「横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例（平成 27 年 9 月横浜市条例第 52 号）」（以下、「条例」という。）に追加します。

### 2 改正の理由

生活保護において、外国籍の方については、日本国籍の方を対象とした生活保護法によるのではなく、「国の通知に基づき生活保護に準じた保護」（以下、「外国人保護」という。）を行っています。このため、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）においても外国人保護に関する事務については、地方公共団体が個人番号（マイナンバー）を独自に利用する事務（以下、「独自利用事務」という。）として条例に規定しています。

独自利用事務については、庁内において利用する特定個人情報を個別に規定しているため、新たに利用したい特定個人情報が生じた際に、条例に追加する必要があります。

平成 30 年 4 月 1 日から、「難病の患者に対する医療等に関する法律」（以下、「難病法」という。）第 40 条の規定により、都道府県が処理することとされている事務が政令指定都市へ権限移譲され、本市の難病を担当する部署において、難病に関する情報を保有するようになります。

生活保護制度は、他法優先であることから、難病法に規定する特定医療費の対象となる場合、医療扶助を行わないものとされており、適正に保護を実施するために、迅速に情報を把握する必要があります。

このことから、権限移譲後も難病を担当する部署と連携して、権限移譲前と同様に難病に関する情報を取得し、適正に保護を実施するためには、条例別表第 2 の 3 に難病に関する情報を利用できる特定個人情報として追加する必要があります。

### 3 条例の施行予定日

平成 30 年 4 月 1 日とします。